

飼い主のいない猫の

令和4年4月改正

不妊去勢手術費用を補助します

新居浜市では、飼い主のいない猫の望まれない繁殖を防ぎ、良好な生活環境の保持を目的として、不妊去勢手術費用の一部を補助します。



補助額

メス **10,000円** オス **5,000円**

(手術費用の半額が補助額に満たない場合、その額が上限となります。)

※先着順とし、予算の範囲内での補助金交付です。

補助対象の要件

- 市内で保護した飼い主のいない猫に施した不妊去勢手術費用
- 識別のため、耳を一部切除（V字カット）する必要があります。
- **県内動物病院**で手術した場合に限ります。
- 手術後は自分で飼うか、譲渡又は保護した場所に戻して下さい。

申請できる方

- 市内に在住で、市税等を滞納していない方
- 営利を目的としない方

申請・問い合わせ先

新居浜市役所 市民環境部 環境衛生課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1512 Fax：0897-65-1255

E-mail：hozen@city.niihama.lg.jp

詳しくは
HPで



詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



受付期間

4月1日から翌年の2月末まで（土日・祝祭日を除く）

※当該年度の予算がなくなり次第、受付を終了します。



手続きの流れ

① 観察・確認

- ・手術する猫を観察し、飼い主のいない猫かどうかを十分確認する。
- ・窓口やホームページから申請書入手し、申請方法を確認する。



② 保護・手術

- ・飼い主のいない猫を保護し、動物病院で不妊去勢手術を実施する。
- ・耳カットしたことが分かる写真を撮る。（体全体像）
- ・支払いした領収書を保管する。



③ 交付申請

- ・必要書類を添付し、市役所環境衛生課に交付申請書を提出する。
（添付書類：領収書の写し、耳カットの分かる猫の写真など）
- ※手術後**60日以内**に申請する。



④ 請求・受領

- ・交付決定通知が届いたら、請求書を提出する。
- ・受理后、1か月程度で、指定の口座に補助金が振り込まれます。

※令和4年4月1日以降に行った手術が補助対象です。



手術可能な市内の動物病院

※動物病院により、営業日・手術実施日は異なります。事前に動物病院とご相談のうえ、手術をご予約ください。
(五十音順)

病院名	所在地	電話番号
寺町動物病院	宮原町 9-34	0897-41-1928
にいほま動物病院	若水町 2-1-11	0897-33-2340
マナビペットクリニック	坂井町 1-1-25	0897-32-1212